

民主党政治改革推進本部
事務局長 海江田 万里 様

企業・団体献金の全面廃止に関する要望書

参議院議員 小川 敏夫
参議院議員 鈴木 陽悦
参議院議員 大久保 勉
参議院議員 尾立 源幸
参議院議員 前川 清成
参議院議員 藤末 健三

貴職におかれましては、国民のために日夜ご尽力をされていることに敬意を表します。

さて、連日報道されているとおり、「政治とカネ」の問題によって、国民の政治家への信頼を著しく貶めてしまっていることは、非常に憂慮すべき事態であると考えます。

問題の根底にある現行の政治資金規正法は、政治団体を除く企業・団体が政治献金すること（企業・団体献金）は、「政党」または「政治資金団体」に対するものに限って認めています。

「政治とカネ」の問題に対し、国民は先の総選挙において、我が党に大きな期待を寄せてくれたものと推察いたします。我が党に政治とカネの仕組みのあり方についてマニフェスト通り実施してもらいたいという国民の強い期待があります。

つきましては、下記 3 点をここに要望致します。それぞれの法律案の要綱は別添いたします。

記

1. 企業・団体による献金及び政治資金パーティーの対価の支払を全面的に禁止する、政治資金規正法改正案をこの通常国会中に国会に上程すること。
2. 企業・団体による献金及び政治資金パーティーの対価の支払を全面的に禁止することの補完として、個人献金についての税額控除を優遇する所得税法改正案をこの通常国会中に国会に上程すること。また、個人献金を促すために、社会保障・納税者番号の活用等による納税手続の簡素化、個人献金の透明化を検討すること。
3. 政治活動・選挙運動にかかる支出を減らすため、選挙運動期間中もインターネット利用を解禁する公職選挙法改正案をこの通常国会中に国会に上程すること。

企業・団体献金全面禁止に関連する法律案要綱

1. 企業・団体による献金及び政治資金パーティーの対価の支払を全面的に禁止する、政治資金規正法改正案について。
 1. 会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く）のする政治活動に関する寄付等の禁止
 - ① 会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く）は、政治活動に関する寄付及び政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。
 - ② 何人も、①に違反してされる寄付又は対価の支払を受けてはならない。
 - ③ ①又は②に違反した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反をした者）は、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する（公民権の停止を含む）。
 2. 企業・団体の政治団体に対する寄付等の指示の制限
 - ① 会社、労働組合、職員団体その他の団体は、その役職員又は構成員に対し、雇用その他の関係を不当に利用して、又は政治団体の会費の額に相当する額の金銭を支払うことを約束して、政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ、当該政治団体に対し、政治活動に関する寄付又は政治資金パーティーの対価の支払をさせてはならない。
 - ② ①に違反した会社、労働組合、職員団体その他の団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する（公民権の停止を含む）。
 3. 政治活動に関する寄付等の基本理念
 - ① 政治活動に関する寄付及び政治資金パーティーの対価の支払は、個人によって、又は個人の自由な意思により組織され、かつ、運営されている政治団体によってされるようにしなければならない。
2. 企業・団体による献金及び政治資金パーティーの対価の支払を全面的に禁止することの補完として、個人献金についての税額控除を優遇する所得税法改正案について
 1. 個人のする政治活動に関する寄付に係る税額控除の拡充等
 - ① 平成26年までの間、次の者に対する個人のする政治活動に関する寄付については、年間千円から5万円までは全額税額控除の対象とする。
 1. 政党
 2. 政治資金団体
 3. 国会議員が主宰し、又は主たる構成員である政治団体
 4. 国会議員、都道府県の議会の議員・知事又は指定都市の議会の議員・市長の職にある者の後援団体

5. 4の公職の候補者（公職の候補者となろうとする者を含む）の後援団体 ※立候補した年及びその前年の寄付に限る。
 6. 4の公職の候補者 ※選挙運動に関してされた寄付に限る。
- ② 所得控除の対象となる寄付の額について、年間5千円超から千円超に引き下げる。
3. 政治活動・選挙運動にかかる支出を減らすため、選挙運動期間中もインターネット利用を解禁する公職選挙法改正案について
1. インターネット等を利用した文書図画の頒布の解禁
 - ① 選挙運動のために使用する文書図画は、電子メールその他のインターネット等を利用する方法により、受信者が使用する通信端末機器の映像面に表示させる方法により頒布することができるものとする。
 - ② 選挙運動のために使用する文書図画であってウェブサイト等を利用する方法により選挙期日の前日までに頒布されたものは、第129条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、受信者が使用する通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができるものとする。
 - ③ インターネット等を用いる方法のうち自ら開設するウェブサイトを用いる方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布しようとする者は、当該文書図画にその氏名及び電子メールアドレスを表示しなければならないものとする。
 2. インターネット等を利用した選挙期日後のあいさつ行為の解禁
 - ① インターネット等を利用した選挙期日後のあいさつ行為については、公職選挙法第178条（選挙期日後のあいさつ行為の制限）の規定を適用しないものとする。
 3. インターネット等による選挙運動に関する支出
 - ① インターネット等を利用する方法による選挙運動に関する支出については、第3者は、出納責任者の承諾なくこれを行うことができるものとする。

以上